

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条第2項第1号
処 分 の 概 要：乳母車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 申請に係る乳母車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては ① 経路が特定されており、申請に係る乳母車の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。） ② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合 等である。 なお、 ○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。 ○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたの所在地を管轄する警察署の交通課の窓口に出してください。
問 い 合 わ せ 先：別紙のとおり各警察署交通課
備 考：

別紙

関係所属所在地一覧表

所属名	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076)-222-0110
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町2丁目15番1号	(076)-253-0110
金沢西警察署	交通第一課	金沢市金石本町イ1番地1	(076)-266-0110
大聖寺警察署	交通課	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	(0761)-72-0110
小松警察署	交通課	小松市上小松町乙163番地1	(0761)-22-0110
能美警察署	交通課	能美市三道山町チ28番地	(0761)-57-0110
白山警察署	交通第一課	白山市倉光九丁目11番地1	(076)-216-0110
鶴来庁舎		白山市月橋町644番地	(076)-272-1161
津幡警察署	交通課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076)-289-0110
羽咋警察署	交通課	羽咋市旭町ユ20番地4	(0767)-22-0110
七尾警察署	交通課	七尾市藤橋町亥部45番地1	(0767)-53-0110
輪島警察署	交通課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768)-22-0110
穴水庁舎		鳳珠郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768)-52-0110
珠洲警察署	交通課	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1	(0768)-82-0110
能登庁舎		鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地	(0768)-62-1334